



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

11
2018

働き方改革関連法－時間外労働の上限規制①

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、その主要な改正規定を、数回に分けて紹介させていただきます。まずは、時間外労働の上限規制（労働基準法の改正）を取り上げます。

政府も、「残業時間（時間外労働）の上限を法律で規制することは、70 年前（1947 年）に制定された労働基準法において初めての大改革」と、その重要性をアピールしています。

.....時間外労働の上限規制① 上限規制の内容と罰則.....

<改正後の上限規制の内容と罰則>

●法律による上限【原則】

時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

●法律による上限【例外】

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項がある場合）には、上記原則の上限を超えることができますが、この場合でも、次の上限は遵守する必要があります。

- ・年 720 時間以内
- ・複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）
- ・月 100 時間未満（休日労働を含む）

また、原則である月 45 時間を超えることができるのは、年間 6 か月までです。

●上限規制違反で罰則が適用される場合

- ・複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）
- ・月 100 時間未満（休日労働を含む）

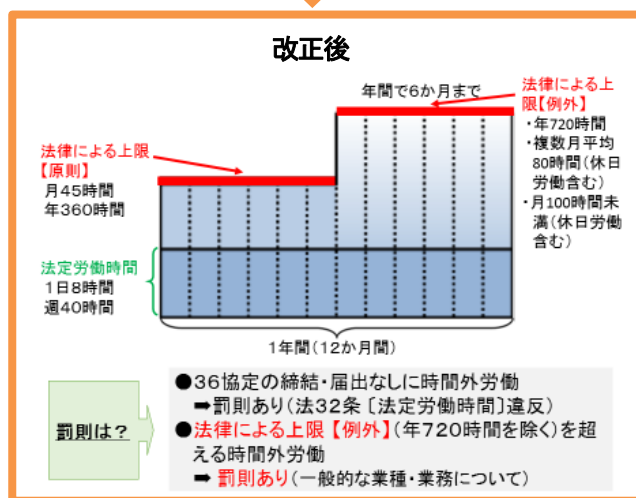
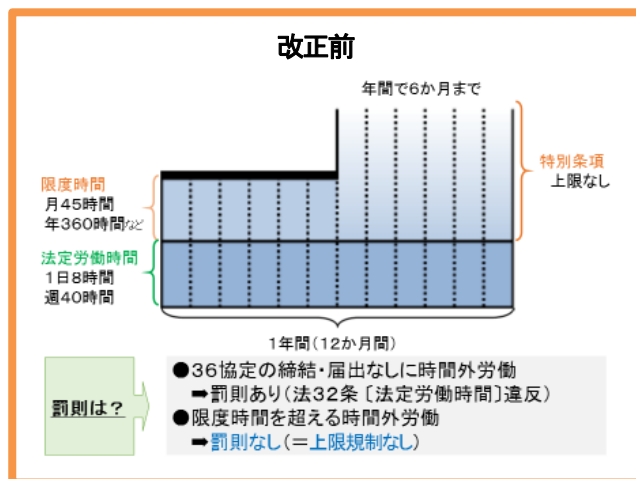
この上限に違反した場合には、罰則が適用されます。

罰則の内容は、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金。

⑨法律による上限【原則】を超える時間外労働が認められる「臨時的な特別の事情」とは、その事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合のことをいいます。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは、臨時的な特別の事情に当たらないことに注意しましょう。

★上記の上限規制は、平成 31 (2019) 年 4 月から施行されますが、中小企業への適用はそこから 1 年遅れとなります。

1 年の猶予があるとはいえ、中小企業においても早めに準備しておく必要があるでしょう。助成金を利用できる可能性もありますので、是非、ご相談ください。



トビックス 健康保険の被扶養者の届出－10月から添付書類の取扱いなどを変更

日本年金機構から、平成30年10月1日以降に受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いを変更するとのお知らせがありました。

併せて、「健康保険被扶養者（異動）届」の新様式も公表されました。

その内容を確認しておきましょう。

……………被扶養者に関する届出－添付書類の取扱いの変更等（平成30年10月～）……………

- 日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが変更（日本年金機構、全国健康保険協会のほか、各健康保険組合も同様）。
- これを受けて、届出に際して、所定の証明書類の添付が必要。
- しかし、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略が可能。

<添付書類の変更及び添付書類の一部省略>

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合 … 預金通帳等の写し ・送金の場合 … 現金書留の控え（写し）		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。（収入には公的年金も含まれます）
・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

★この変更に伴う新たな「健康保険被扶養者（異動）届」の記入方法も含め、気軽にご相談ください。

お仕事 カレンダー 11月



11/12

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/30

- 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

スタッフアンケート

今月のお題は、「今まで観た中で、一番印象に残っている映画は？」です。

木村：「ザ・ターミナル」トム・ハンクス主演の映画はどれも素晴らしいです。

五味：セブン 最後のシーンが衝撃でした。

池上：「アメリ」キレイでかわいいから。赤い部屋に住みたいです！

渡辺：「千と千尋の神隠し」ドラえもんとかポケモン以外で初めて映画館で観た映画です。小学校低学年だった自分には少し怖かったシーンがあり、今も印象に残っています。

武井：「天空の城ラピュタ」子供が生まれてから映画を見ることなく・・・だいぶ古いですが。

濱：あまり見ないので・・・特になしです。

高野：「リリーのすべて」世界で初めて性別適合手術を受けた女性の実話を基にした映画です。女性として生きたいと願う夫と、様々な葛藤を経て夫を理解し支える妻の物語です。夫婦について考えさせられました。

両角：産休中

小坂：「ベイマックス」

宮坂：「愛は国境を越えて」十代の頃に見た古い映画です。ワーワー泣きました。

スタッフ紹介

今月から、新たに仲間入りしてもらえた小坂由希子さんを紹介いたします。

はじめまして。11月からパートとして働くことになりました、小坂由希子です。

実家は埼玉県川越市というところで、結婚を機に長野県に引っ越してきて約1年が経ちました。

趣味は散歩をすることと、美味しいものをたくさん食べることです。

長野県のりんごと牛乳パンと、ソースカツ丼が大好きです。

苦手なことは車の運転で、これからの雪の季節、無事運転できるか不安です・・・

まだまだ不慣れなことも多いですが、早く仕事を覚えて少しでもお役に立てるように頑張りますので、これからどうぞ宜しくお願いいたします。

◆あとがき◆

先日（10月24日付）の日本経済新聞に、年次有給休暇の取得率の記事が記載されていました。

「2017年の年次有給休暇の取得率は51.1%だった。前年から1.7ポイント上昇。政府は20年までに取得率を70%にする目標を掲げるが、隔たりは大きい。企業は19年4月から一部の従業員に年5日以上有給休暇を付与する義務が生じる。厚労省は義務化で取得率アップをめざす。」

ポイントはいくつかあると思います。

- ① 取得率51.1%で前年より1.7%アップ
- ② 来年4月から年5日以上有給休暇の取得義務化
- ③ 義務化で取得率アップを

まず①ですが、依然として世界最下位レベルでの取得率です。

一つとばして③ですが、義務化すれば確かにいやでも取得率はアップするでしょうが、これは本来の有給休暇の意義に沿ったものでしょうか。健康維持・管理という面での効果はあるかもしれませんが、一人一人が満足して休めるのか、幸福な休み方なのか、と考えるととても疑問に思います。

そして②ですが、このことについて、今月28日（水）に睦会主催によるセミナーで、木村より30分ほど説明いたします。限られた短い時間ですし、各企業により様々なケースが考えられるため、どこまでお伝えできるかは不明ですが、もしご都合つくようでしたら足をお運びください。

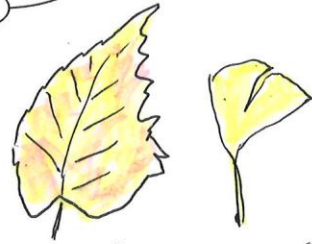
11月28日（水）17:30～19:00（第一部は税金について、第二部は18:30～有給休暇取得義務化についてです。）

場所は、税理士法人三澤会計3階セミナールームです。



しゃろうし みやさかの
ひとりごと

— 秋の日 —



今年の秋は お天気で 暖かい日が続いています。ありがたいことです。

もみじやいちじくの葉が 陽に映えてきれいです。

去年は秋が 無いくらい 早く 冬が来たような 気がしました。

先日 ニつでも 出そうと思い 一式出してみると 子どなが ぼろくばっていた事に 気づき あわて 作り直し もう一回しました。

でき上がるまで 毛布と 上掛けだけで カマンです。

今日 11月11日から 相撲が はじまるので ゆくり 楽しもうと思っています。

娘から TEL あり。

「午後から 夕めしまで 行きたい?」

「えー、 いいけど 何にも ないよ」

今夜は じい様と二人きりなので さんまでも 焼いて ゆくり 一杯と

思っていたのに。

娘と 2人の男孫、2人の女孫が やてくると 嵐のようだ。

男孫は 掃除機を ひっぱり出して ガーガー やたり あちこちのスリッパを 押しまくる。コンセントを 抜いたり 差したり。

ばあちゃんのおいには おんぶ〜おんぶ〜と せがむので まったく 休まりません。

おじい様は 一人で お泊りをしていき 翌日 祖父母の迎えに来ても 帰らないと 泣いているくらいです。

こんどに 好きかったの 生まれて 15回めで す。でも 帰った 叔父は ホーッとします。

話は かわりますか 10/1 から 最低賃金が (時給) 821円 と なりました。 なので 820円では ダメです。

これは 外国人でも 高齢者でも バイトでも 適用しますので これ以下の 賃金で 払っている 所は 改正して ください。